

改正

令和元年11月29日門真市上下水事規程第10号

令和2年3月25日門真市上下水事規程第6号

令和2年11月20日門真市上下水事規程第9号

令和4年3月31日門真市上下水事規程第3号

令和7年3月31日門真市上下水事規程第3号

門真市排水設備指定工事店に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、門真市下水道条例（昭和47年門真市条例第5号。以下「条例」という。）第8条第6項及び第22条の規定に基づき、排水設備工事に係る指定工事店及び責任技術者に関して必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和2年門真市上下水事規程6号〕

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備の工事（新設、増設、改築及び撤去を含む。）をいう。
- (2) 指定工事店 排水設備工事の施工ができるものとして、公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定した工事業者をいう。
- (3) 責任技術者 条例第8条第1項第2号に規定する者をいう。

一部改正〔令和2年門真市上下水事規程6号〕

(指定の要件)

第3条 条例第8条第1項第3号の管理者が必要と認める条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 排水設備工事を業とする者であること。
- (2) 第8条に定める事項を遵守する者であること。
- (3) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有する者であること。
- (4) 工事業者が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 条例第8条第5項の規定により指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であってその役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいるもの

(5) 工事業者が、次のいずれかの事由により責任技術者としての登録が取り消されてから2年を経過していない者であること。

ア 不正な手段により登録を受けたと認められるとき。

イ 下水道に関する法令並びに条例及び条例に基づく規程その他大阪府下水道協会が定めるものの規定に違反したとき。

ウ 業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。

2 前項第5号の規定に該当する者で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期限内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

一部改正〔令和元年門真市上下水事規程10号・2年6号・4年3号〕

(指定工事店の指定の申請)

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、管理者が別に定める期間内に、排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)により管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 代表者の住民票の写し及び経歴書(様式第2号)

(2) 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し

(3) 誓約書(様式第3号)

(4) 営業所の平面図、写真及び付近見取図(様式第4号)

(5) 選任責任技術者名簿(様式第5号)及び雇用関係を証する書類(他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、その兼務状況を証する書類)

(6) 選任する責任技術者に係る下水道排水設備工事責任技術者証(大阪府下水道協会が交付する下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)をいう。)の写し

(7) 工事機械・器具調書(様式第6号)

(8) 申請時における所得税又は法人税及び市民税の納税証明書

(9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

一部改正〔令和2年門真市上下水事規程6号・4年3号・7年3号〕

(指定工事店の指定)

第5条 管理者は、前条第1項の申請書を受理した場合においては、その内容を審査し、第3条の指定の要件に適合していると認めたときは、指定工事店としての指定を決定する。

2 指定工事店が、条例第8条第4項の規定により指定の更新を受けようとするときは、前条第1項の申請書により管理者に申請しなければならない。

3 指定の更新については、前条第2項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第6条 指定工事店は、第3条の指定の要件を欠くに至ったとき又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに排水設備指定工事店指定辞退届（様式第7号）により管理者に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに排水設備指定工事店異動届（様式第8号）に排水設備指定工事店証及びその他管理者が必要と認める書類を添付して管理者に届け出なければならない。

(1) 組織を変更したとき。

(2) 代表者に異動があったとき。

(3) 商号を変更したとき。

(4) 営業所を移転したとき。

(5) 選任する責任技術者に異動があったとき。

(6) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。

一部改正〔令和4年門真市上下水事規程3号・7年3号〕

(工事の施工範囲及び方法)

第7条 指定工事店が施工できる工事の範囲は、排水設備を公共下水道に接続するまでとする。

2 前項の工事は、管理者の定める基準によらなければならない。

一部改正〔令和4年門真市上下水事規程3号〕

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第8条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 排水設備工事は、適正な工費で施工しなければならない。
- (3) 排水設備工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他必要事項を書面で明確に示さなければならない。
- (4) 排水設備工事の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (6) 排水設備工事は、門真市下水道条例施行規程（平成29年門真市上下水道事業規程第5号）第7条第1項に規定する排水設備工事計画確認申請書による管理者の確認を受けた後でなければ着手してはならない。
- (7) 排水設備工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (8) 排水設備工事の完了後、1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (9) 営業所には、市との連絡のため常時従業者を置くとともに電話を設置しなければならない。
- (10) 施工した排水設備工事について、検査の結果、不良と認めた箇所は、管理者が指定した期間内に修繕しなければならない。
- (11) 災害等緊急時に管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。
- (12) 給水装置の改造又は撤去工事を伴う排水設備工事に関しては、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

一部改正〔令和4年門真市上下水事規程3号〕

(指定工事店の指定の取消し)

第9条 管理者は、指定工事店から第6条第1項の届出を受けたときは、その指定を取り消すものとする。

一部改正〔令和4年門真市上下水事規程3号〕

(責任技術者)

第10条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣(しゅん)工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない

い。

一部改正〔令和元年門真市上下水事規程10号・2年6号・4年3号・7年3号〕

(証書)

第11条 管理者は、指定工事店に対して排水設備指定工事店証(様式第9号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 責任技術者は、排水設備工事業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員その他関係人から要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 指定工事店は、条例第8条第5項又は第9条の規定により、その指定を取り消された場合又は指定を一時停止された場合は、指定工事店証を、直ちに管理者に返納しなければならない。
- 5 指定工事店は、指定工事店証を毀損し、又は紛失した場合は、直ちに排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第10号)を管理者に提出して、その再交付を受けなければならない。

一部改正〔令和2年門真市上下水事規程6号・4年3号〕

(監査)

第12条 管理者は、監督上特に必要があるときは、指定工事店の業態、帳簿及び工事材料等について監査することができる。

一部改正〔令和4年門真市上下水事規程3号〕

(廃業等の場合における工事の処理)

第13条 営業の休止若しくは廃止又は指定の取消し若しくは停止(以下「廃業等」という。)をした場合において、契約の履行を終わらない工事があるときは、当該指定工事店の責任において、速やかにその工事の処理をしなければならない。この場合においては、当該契約の履行に限り、廃業等の後も工事を施工することができる。

一部改正〔令和4年門真市上下水事規程3号〕

(指定工事店の公告)

第14条 管理者は、指定工事店に関し、次に掲げる措置をしたときは、これを公告するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。

一部改正〔令和2年門真市上下水事規程6号・4年3号〕

(事務連絡会の開催)

第15条 管理者は、指定工事店による排水設備工事業務の適正な施工等を確保するため、必要に応じて

事務連絡会を開催するものとする。

- 2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

一部改正〔令和4年門真市上下水事規程3号〕

(細目)

第16条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

一部改正〔令和4年門真市上下水事規程3号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に平成29年4月1日付け機構改革等に伴う関係規則の整備に関する規則（平成29年門真市規則第15号）第26条の規定による廃止前の門真市排水設備指定工事店に関する規則（平成10年門真市規則第12号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和元年11月29日門真市上下水事規程第10号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の門真市排水設備指定工事店に関する規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後の門真市排水設備指定工事店に関する規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和2年3月25日門真市上下水事規程第6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の門真市排水設備指定工事店に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この規程による改

正後の門真市排水設備指定工事店に関する規程（以下「新規程」という。）の相当規定によってなされたものとみなす。

- 3 旧規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規程の様式により作成した用紙として使用することができる。
- 4 門真市下水道条例の一部を改正する条例（令和元年門真市条例第31号）第2条の規定による改正前の条例第8条の2の規定により責任技術者の登録又は登録の更新を受けた者は、新規程第2条第3号の責任技術者とみなす。
- 5 大阪府内の市町村が交付した下水道排水設備工事責任技術者の登録を証する証書で有効なものは、新規程第4条第2項第6号の責任技術者証とみなす。

附 則（令和2年11月20日門真市上下水事規程第9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の門真市排水設備指定工事店に関する規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後の門真市排水設備指定工事店に関する規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和4年3月31日門真市上下水事規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の門真市排水設備指定工事店に関する規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後の門真市排水設備指定工事店に関する規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和7年3月31日門真市上下水事規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の門真市排水設備指定工事店に関する規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後の門真市排水設備指定工事店に関する規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

様式第1号（第4条、第5条関係）

排水設備指定工事店指定申請書
（新規・更新）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

排水設備指定工事店の指定（新規・更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

記

申請者	本店所在地 商号又は名称 代表者氏名	〒 印 電話 FAX e-mail
	営業所所在地	〒 電話 FAX e-mail

（添付書類）

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し及び経歴書（様式第2号）
- 2 誓約書（様式第3号）
- 3 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- 4 営業所の平面図、写真及び付近見取図（様式第4号）
- 5 選任責任技術者名簿（様式第5号）及び雇用関係を証する書類（他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、その兼務状況を証する書類）
- 6 工事機械・器具調書（様式第6号）
- 7 申請時における所得税又は法人税及び市民税の納税証明書
- 8 その他

経 歴 書

年 月 日

(代表者)

商 号

本 籍 地			
現 住 所			
ふりがな 氏 名		生年月日	
最終学校 学 科 名		卒 業 年 月 日	
資格免許		取得年月日 認定期間	
資格免許		取得年月日 認定期間	
経 歴	勤 務 先	職 務 内 容	勤 務 期 間
	所在地・ 名称		年 月 日から 年 月 日まで
	所在地・ 名称		年 月 日から 年 月 日まで
	所在地・ 名称		年 月 日から 年 月 日まで

誓 約 書

この度、私は門真市排水設備指定工事店の指定の申請をするに当たり、門真市排水設備指定工事店に関する規程第3条第1項第4号及び第5号並びに同条第2項に該当しない者であることを、ここに誓約します。

また、門真市排水設備指定工事店としてご指定を受けましたら、門真市下水道条例及び同条例施行規程並びに門真市排水設備指定工事店に関する規程はもちろん関係法令を堅く遵守し、ご指示に従い、営業に際しては誠実を旨として、貴市に対しては何らの損害、ご迷惑をお掛けしません。

以上のことを後日のために、ここに誓約します。

門真市長（氏 名）様

年 月 日

商 号
住 所
氏 名

様式第4号（第4条、第5条関係）

営業所の平面図、付近見取図

年 月 日

平 面 図	面積 m ²
付近見取図	線 駅下車 バス・徒歩 分
商 号	

(注意)

- 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるものを数枚
- 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

様式第5号（第4条、第5条、第6条関係）

選任責任技術者名簿
（新規・解除）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

指 定 番 号 第 号
商 号

〒

営業所所在地

電話

代表者氏名

	ふ り が な 氏 名	住 所	登録番号	摘 要 (兼務状況)
1	〒		
2	〒		
3	〒		
4	〒		
5	〒		

（添付書類）

- 1 責任技術者証
- 2 雇用関係を証する書類

（注意）他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、摘要欄にその兼務状況を記入すること。

様式第6号（第4条、第5条関係）

工事機械・器具調書

年 月 日

商号

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考

（注意）種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」の別を記入すること。

排水設備指定工事店異動届

年 月 日

門真市長（氏 名）様

指 定 番 号 第 号
 指 定 工 事 店 名
 代 表 者 氏 名

異 動 事 項	新	旧
ふ り が な 商 号（組 織）		
添 付 書 類	登記事項証明書（法人のみ）、指定工事店証及び選任者の責任技術者証	
責任技術者の変更		
添 付 書 類	選任者の責任技術者証及び選任責任技術者名簿	
氏 名（代表者）		
添 付 書 類	登記事項証明書（法人のみ）、経歴書及び住民票の写し 個人の場合は、門真市排水設備指定工事店に関する規程第3条第1項第4号ア又はエに該当しないことを誓約する書類	
住居表示の変更		
添 付 書 類	住民票の写し又は住居表示変更通知書（登記事項証明書でも可）及び指定工事店証	
電 話 番 号		
添 付 書 類	なし	
営 業 所 移 転		
添 付 書 類	営業所の平面図及び付近見取図、登記事項証明書（法人のみ）及び指定工事店証	
営 業 所（仮）移 転		
添 付 書 類	営業所の平面図及び付近見取図	

排水設備指定工事店証

様

電話番号

上記の者を門真市排水設備指定工事店に指定する。

指定期間 年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

門真市長（氏 名）印

